

様式第1号（第7条関係）

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	蓮田駅西口行政センターの使用料の減免決定		
根拠法令及び条項	蓮田市蓮田駅西口行政センター設置及び管理条例第14条 蓮田市蓮田駅西口行政センター設置及び管理条例施行規則第12条第1項及び第2項		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第4条第1項に該当する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第4条第2項第 号に該当）		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当）		
	【内容】 （※審査基準を公表する場合のみ記載すること。） 蓮田市蓮田駅西口行政センター設置及び管理条例第14条 別紙のとおり 蓮田市蓮田駅西口行政センター設置及び管理条例施行規則第12条 別紙のとおり		
審査基準 設定年月日	令和3年 4月 1日	審査基準 最終変更年月日	年 月 日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。） 期間（ 請求があった日の翌日から起算して7日以内 ） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第6条において準用する第4条第2項第 号に該当）		
標準処理期間 設定年月日	令和6年 3月15日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	総務部 総合窓口管理課		
備考			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

【別紙】

蓮田市蓮田駅西口行政センター設置及び管理条例

(使用料の減免)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条に規定する使用料の全部又は一部を減免することができる。

- (1) 市又は教育委員会が主催、共催する行事等に利用するとき。
- (2) 市又は教育委員会が構成員となっている団体が主催する行事等に利用するとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特別な理由があると認めるとき。

蓮田市蓮田駅西口行政センター設置及び管理条例施行規則

(使用料の減免)

第12条 条例第14条の規定による使用料の減免は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 条例第14条第1号に該当するとき。 全額
- (2) 条例第14条第2号に該当するとき。 半額
- (3) 高校生以下の者若しくは心身に障害のある者が本人自ら利用するとき又はこれらの者を主たる対象として利用するとき。 半額
- (4) 前3号に掲げるもののほか、センターの設置目的を達成するため、特に必要と認めるとき。 市長がその都度認める額

2 条例第14条の規定による使用料の減免を受けようとする者は、第6条第1項に規定する申請書を提出する際、様式第6号の蓮田市蓮田駅西口行政センター使用料減額・免除申請書を市長に提出しなければならない。